

小中一貫教育校に適用する小中一貫教育制度について

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」が、平成28年4月1日から施行されて、小中一貫教育が制度化されました。

この制度は、小中一貫教育の基本形として、一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校形態である「義務教育学校」と、組織上独立した小学校及び中学校が義務教育学校に準じる形で一貫した教育を施す形態である「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」（以下「併設型小学校・中学校」という。）の2種類あります。

制 度	法令上の根拠
義務教育学校	学校教育法第1条
中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校 (併設型小学校・中学校)	学校教育法施行規則第79条の9

本町は、令和3年度川島町総合教育会議（令和4年3月22日開催）で、町長と教育委員会が、「～川島町の未来を拓く～ 小中一貫教育校開校に向けて（まとめ）」について、協議した結果、町として、令和7年度を目途に、2つの小中一貫教育校の開校を目指すことが決定されていますが、**本町で適用する小中一貫教育の制度は、学校教育法施行規則第79条の9第1項に既定する「併設型小学校・中学校」とします。**



一体型・分離型いずれの小中一貫教育校も、「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校」（学校教育法施行規則第79条の9）を適用することとします。

3 「併設型小学校・中学校」とする理由

「義務教育学校」で必要とされる教員免許状は、小学校・中学校の免許状の併用が原則です。しかしながら、本町では、小学校教員で中学校教員免許状保有する者の割合が40%程度、中学校教員で小学校教員免許状保有する者の割合が17%と全国平均を大きく下回る状況となっています。

ただし、小学校と中学校の免許状を併有していなくとも、小学校と中学校の管理職を含めた全教職員を小・中学校の教職員として併任することは可能であり、**小学校高学年における教科担任制の導入や、特にチームティーチングを活用した小・中学校教員による相互乗入れ指導を推進**することにより、**現行の小学校・中学校の制度のままであっても、「義務教育学校」と同様に小中一貫教育を推進することは可能です。（これを「併設型小学校・中学校」と言います。）**

このようなことから、**当初は「併設型小学校・中学校」として開校し、小・中学校の教員免許の併有状況や、小・中学校の教員の人事交流が進展してきた段階を見計らいながら、「義務教育学校」への移行を目指すという考え方を採ります。**

● 「義務教育学校」イメージ

I 期 (1～4)	II 期 (5～7)	III 期 (8～9)
前期課程 6年 (1～6年生)		後期課程 3年 (7～9年生)

9年間を見通した中で、子どもを指導する1つの学校
さらにきめ細かい指導が期待できる。

● 「併設型小学校・中学校」イメージ

I 期 (小1～4)	II 期 (小5～中1)	III 期 (中2～3)
小学校 6年 (1～6年生)		中学校 3年 (1～3年生)

小学校（6年）中学校（3年）の制度をそのまま活用しながら、
特に小学校から中学校への移行をスムーズにすることで、
9年間を見通し、さらにきめ細かい指導が期待できる。

● 「義務教育学校」と「併設型小学校・中学校」の違い

		義務教育学校	併設型小学校・中学校
根拠法令		学校教育法第1条	学校教育法施行規則第79条の9
修業年限		9年 前期課程6年 後期課程3年	小学校6年 中学校3年
組織・運営		一人の校長 一つの教職員組織	小学校、中学校それぞれに 校長、教職員組織がある
			小学校と中学校における教育を 一貫して施すためにふさわしい 運営の仕組みを整えることが要件 ※2
免許		原則、小学校・中学校の 両免許状を併有 ※1	所属する学校の免許状を保有して いること (小・中のいずれかでも可)
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自の教科の設定	○(可)	○(可)
	指導内容の入替え・移行	○(可)	○(可)
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型 (いずれも可)	
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校は小学校設置基準を適用 中学校は中学校設置基準を適用
標準規模		18学級以上 27学級以下	小学校、中学校 それぞれ12学級以上18学級以下
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内 中学校はおおむね6km以内
設置の手続き		市町村の学校設置条例 ※4	市町村教育委員会の規則等 ※5
設置数(国公立) ※3		178校	525件

- ※1 「義務教育学校」では、小学校・中学校の免許状を併用することが原則のところ、全国平均で、小学校教員に占める中学校教員免許状保有者が約6割、中学校教員に占める小学校教員免許状保有者が約3割という免許状の併有率の現状（埼玉県、町は全国平均を下回る）から、経過措置が置かれており、当分の間は、小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能とされています。また、小学校と中学校の免許状を併有していなくとも、小・中学校に併任することは可能です。

川島町の小学校教員で中学校教員免許状保有者の割合（令和4年度）

31人／76人・・・40.78%

川島町の中学校教員で小学校教員免許状保有者の割合（令和4年度）

7人／50人・・・14.00%

- ※2 「併設型小学校・中学校」で、小中一貫教育を施すために必要な具体的な要件として、次のようなものがあります。

- ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任すること
- ② 学校運営協議会（コミュニティスクール）を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続きを明確にすること
- ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させること

- ※3 設置数について

「義務教育学校」は、令和4年度学校基本調査による数値

「併設型小学校・中学校」は、小中一貫教育の導入状況調査（平成29年3月1日時点）による平成35年度までの予定数を含む数値

例規上の設置手続きの違い ※4、5

・「義務教育学校」を設置する場合の設置手続きについて

川島町立小中学校設置条例 → 別表を下線部のように修正
(別表)

名称	所在地
〇〇〇〇学園義務教育学校	川島町大字白井沼 230 番地
××××学園義務教育学校	川島町大字中山 1333 番地
	川島町大字伊草 238-1
	川島町大字中山 270-1

(説明)

「義務教育学校」を設置する場合は、条例上(別表)から、小学校・中学校が無くなり、「義務教育学校」の名称、所在地を掲げることとなります。また、ここに掲げた「義務教育学校」の名称はあくまで例として示したものです。

・「併設型小学校・中学校」を設置する場合の設置手続きについて

川島町立小中学校設置条例 → 別表を下線部のように修正
(別表)

名称	所在地
中山小学校	略
伊草小学校	略
(仮称)つばさ南・つばさ北小学校	川島町大字白井沼 230 番地
川島中学校	略
西中学校	略

(説明)

「併設型小学校・中学校」は、あくまで現行の小・中学校制度をそのまま活用しながら、小中一貫教育校を設置するものなので、条例(別表)には、小学校・中学校の名称、所在地をそのまま掲げます。

小中一貫教育校の設置については、条例とは別に、学校管理規則に、小・中学校の構成、名称を掲げることとなります。また、ここに掲げた「小中一貫教育校」の名称はあくまで例として示したものです。

川島町立小・中学校管理規則 → 次の別表を追加
(別表)

項	中学校併設型小学校	小学校併設型中学校	小中一貫教育校の名称
1	(仮称)つばさ南・つばさ北小学校	川島中学校	〇〇〇〇学園
2	中山小学校、伊草小学校	西中学校	××××学園

参考① 所有する教員免許状 と 担任可能な学校種と教科の関係 について

担任が可能な 学校種及び 教科 所有する 免許状の種類	義務教育学校								
	前期課程					後期課程			
	各教科	道徳	外国語 活動	総合的な 学習の時間	特別活動	各教科	道徳	総合的な 学習の時間	特別活動
小学校のみ	○	○	○	○	○	×	×	×	×
中学校のみ	△	○	△	△	○	○	○	○	○
小学校と中学校 両方を併有	○	○	○	○	○	○	○	○	○

担任が可能な 学校種及び 教科 所有する 免許状の種類	併設型小学校・中学校								
	小学校					中学校			
	各教科	道徳	外国語 活動	総合的な 学習の時間	特別活動	各教科	道徳	総合的な 学習の時間	特別活動
小学校のみ	○	○	○	○	○	×	×	×	×
中学校のみ	△	○	△	△	○	○	○	○	○

△：中学校又は高等学校の教諭の免許を有する者は、小学校、義務教育学校（前期課程）において、所有免許状の教科に相当する教科の主担当（指導）担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に関する事項の主担当（指導）が可能です（自立活動は含まれません）。

小学校の外国語活動の担任は、英語の教員免許状を所有する者のみ可能です。

参考② 小学校高学年における教科担任制

今年度（令和4年度）より、小学校高学年に教科担任制が導入されることとなりました。

（1）担任制について

担任制の種類	説明
教科担任制	教科ごとの授業を1人の教員が受け持ち、複数の学級で教えます。 中学校に適用
学級担任制	担任が、ほぼすべての教科の授業を受け持ち1つの学級を教える。 小学校に適用

（2）教科担任制導入の趣旨・ねらい

導入の趣旨・ねらい	説明
授業の質の向上	専門性を持った教員が多様な教材を活用し、より熟練した指導が可能となり、授業の質が向上します。
小中学校の円滑な接続	小・中学校間の連携により、小学校から中学校への円滑な接続が図れます。
多面的な児童理解	複数教員（学級担任・専科教員）による多角的な児童理解を通じ、児童の心の安定が図られます。
教員の負担軽減	教員の持ちコマの軽減や授業準備の効率化により、学校の教育活動の充実や教員の負担軽減が図られます。

（3）教科担任制導入の対象学年

導入の対象学年	趣旨・ねらい
小学校高学年	小学校高学年は、心身が発達し一般的に抽象的な思考力が高まる段階であるため、中学校のより高度な学習を見通し、教科担任制により系統的な指導により、中学校への円滑な接続が図れます。

（4）教科担任制の優先的对象教科

対象教科	理由
外国語 理科 算数 体育	教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実を図る観点から、外国語、理科、算数及び体育について優先的に専科教員による指導の対象とすべき教科とすることが適切と考えられています。

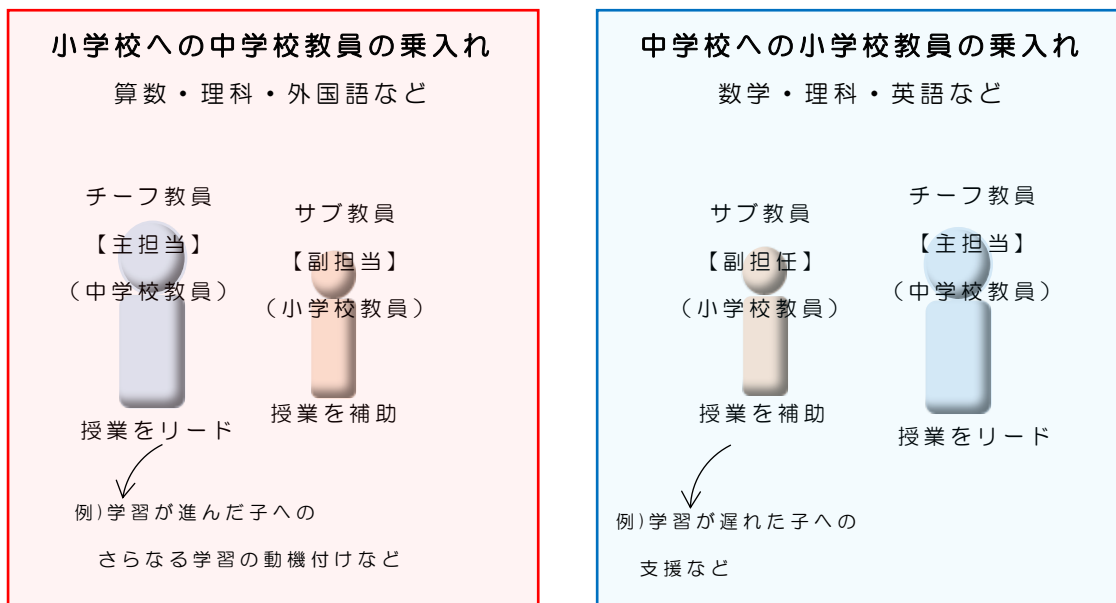
(5) 教科担任制の種類

教科担任制の種類	説明
① 完全教科担任制	中学校、高校学校と同様に、あらゆる教科ごとに、1人の教員が授業を受け持ち、複数の学級を指導するものです。
② 学級担任間の授業交換	学級担任間で、一部の教科の授業を交換して、指導するものです。
③ 特定教科における専科教員による指導	特定教科の専科指導を担当する教員を配置し、音楽、家庭科等の技能系教科を中心に指導するものです。
④ 学級担任と連携する チーム・ティーチング	1つの学級に、2人以上の教員が入り、連携して指導するものです。

参考③ ティームティーチング（TT）

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立てて、子どもたちを指導する方式を「ティーム・ティーチング(略して「TT」)」と言います。チーム教員一人ひとりの特性を最大限に生かした体制です。それぞれの教員が分担する役割をしっかりと果たすことで成り立つ指導形態です。

小中一貫教育におけるTTのイメージ



授業においては、チーフとなる教員【主担当】が授業をリードし、サブとなる教員【副担当】がチーフの指導を補助するなど、役割分担が必要です。

ティーム・ティーチングのポイント

- ① 題材・単元の指導計画をチームで検討する。
- ② 指導計画に基づいて、共同で教材・教具を作成する。
- ③ 題材、単元等の終了後、指導の評価について共に協議し、改善点を確認する。

チーフ教員【主担当】の役割

- ・ 指導計画を中心的に作成する。
- ・ 進行、説明、合図、手本を示すなど、全体の動きを見ながら授業を進める。

サブ教員【副担当】の役割

- ・ 学習の動機付け、教材・教具の準備、一人ひとりに応じた支援等、全体の動きと児童生徒の様子を見ながら指導を進める。

TTにおけるサブ教員（副担当）の教員免許状について

相当の教員免許状を所有する教員と常時一緒に携わる場合は、教育免許状は必要ありません。